

染症対策に関する支援等

最新の情報は、お問い合わせください。

- 生活支援 -

子育て世帯のご家庭へ 大切なお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を支給します

■ 基本給付

給付額 児童1人当たり5万円

対象 ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受け、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方

②以下の対象児童の養育者で、所得要件のいずれかに該当する方
・令和3年3月31日時点で18歳未満の子、または20歳未満の障がい児
・令和3年4月～令和4年2月末までに生まれた新生児
＜所得要件＞

・令和3年度分の住民税均等割が非課税

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる方

申請 ②の方は必要書類を添えてこども家庭課

※必要書類は市ホームページをご確認ください

問合先 子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

☎0120(811)166（受付時間 9:00 から 18:00）および
こども家庭課☎(275)6349

■ 市独自の低所得の子育て世帯に対する支援策

上記基本給付の対象者に対し、市独自の給付金を支給

給付額 1世帯3万円

給付方法 基本給付に上乗せして支給

問合先 こども家庭課☎(275)6349

自宅の家賃の支払いにお困りの方へ 住居確保給付金をご活用ください

住まいの家賃を払えない借り主に代わって、市が家賃相当額を家主へ支給します。

給付額 賃貸住宅の家賃額（全部または一部）

期間 3カ月（収入の状況等により変更あり）

対象 離職や経済的な困窮で住まいを失った、または失う恐れがある方（資産及び収入の条件あり）

問合先 社会福祉課☎(275)6283

※申請方法等の詳細については市HPをご覧ください▶



コロナの影響で働けなかった方へ 傷病手当金を支給します

市国民健康保険または府後期高齢者医療の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

対象 勤務先から給与の支払いを受けている被用者

問合先 健康づくり課 国民健康保険担当☎(275)6374

後期高齢者医療担当☎(275)6392

コロナの影響で働けなかった方へ

緊急小口資金等の特例貸付の申請期間延長

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の特例貸付の申請期間が、令和3年8月31日まで延長となりました。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による減収や失業等により生活に困窮し、生計維持のための貸付を必要とする世帯

＜特例緊急小口資金＞

貸付上限額：20万円

据置期間：1年以内

償還期限：2年以内

貸付利子、保証人：無利子、保証人不要

＜特例総合支援資金＞

貸付上限額：単身世帯：月15万円以内

複数世帯：月20万円以内

貸付期間：3か月以内

据置期間：1年以内

償還期限：10年以内

貸付利子、保証人：無利子、保証人不要

問合先 高石市社会福祉協議会 ☎(261)3656

総合支援資金の特例貸付の利用が終了した方などへ 生活困窮者自立支援金

対象 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または8月に借り終わる世帯、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯など

収入要件 収入月額が一定の金額を超えていないこと

単身世帯：123,000円 2人世帯：177,000円 3人世帯：223,000円

資産要件 預貯金等が一定の金額を超えていないこと（上限100万円）

単身世帯：504,000円 2人世帯：780,000円 3人以上世帯：1,000,000円

求職等要件 ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

支給額（月額） 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

申請期間 8月31日まで

支給期間 3か月

※その他要件の詳細等については、市ホームページをご覧ください▶



問合先 高石市社会福祉協議会☎(248)2667

- 経済支援 -

感染に強いまちづくり

感染防止認証ゴールドステッカー

府は感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設しました。

対象 飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認定基準 国基準を基本に、府独自基準を設定

例 ・アクリル板等の設置（座席の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO2センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

※詳細等については、大阪府感染防止認証ゴールドステッカーホームページをご覧ください。問合せ先までご連絡ください▶



問合せ先 大阪府感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター
☎06(7178)1371（受付時間：9：30～17：30 平日のみ対応）



- 保険料の減免 -

各種保険料の減免について

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、次の対象の方は国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が減免されます。

対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）の令和3年中の収入が、令和2年中の収入と比べ減少が見込まれる方（要件あり）

※申請には収入を証明する書類等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374
後期高齢者医療担当 ☎(275)6392
介護保険係 ☎(275)6329

中小法人・個人事業者の方へ

月次支援金

対象 ①と②を満たせば給付対象になります

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

支給額 中小法人等：上限20万円/月

個人事業者等：上限10万円/月

申請 オンライン申請

申請期間 4月分/5月分：令和3年8月15日まで

6月分/7月分/8月分：対象月の翌月から2ヶ月間

問合せ先 一時支援金事務局 相談窓口 ☎0120(211)240
（受付時間：8：30～19：00 全日対応）

※詳細・申込方法は経済産業省HPをご覧ください▼



飲食店等の事業者の方へ

大阪府営業時間短縮等協力金について（第6・7期）

令和3年6月1日～6月20日の間（第6期分）、令和3年6月21日～7月11日、令和3年7月12日～8月22日の間（第7期分）、大阪府からの休業や営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて協力金を支給します。

対象 以下の要件を全て満たす事業者の方

①大阪府域内に要請対象施設（店舗）を有する

②大阪府の要請対象期間において、営業時間短縮等にご協力いただいた

③感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入している

申請期間 第6期：令和3年8月11日まで

第7期：令和3年8月中旬から申請開始予定
（郵送の場合、当日消印有効）

申請方法 オンライン申請または必要書類を郵送

※詳しくは、府ホームページをご覧ください▶



問合せ先 大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター
☎06(7166)9987
（受付時間：9：00～18：00 / 平日のみ対応）

- 個人事業主・中小企業向け資金繰り支援制度一覧 -

▶①個人事業主向け(小規模に限る)

※制度の詳細、問合せは経済産業省のホームページをご確認ください▶



要件	支援の内容	相談窓口	融資額
売上高 5%以上 減少	実質無利子 ※当初3年間	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	中小事業最大3億円 国民生活事業最大6,000万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大3億円(別枠)
売上高15% 以上減少	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	(伴走)最大4,000万円 (経サポ)最大2億8000万円
スタートアップ 再生支援等	資本性劣後 ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	国民生活事業最大7,200万円(別枠)
売上高の減少 関係なし	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	国民生活事業最大4,800万円
要件	支援の内容	申請・相談窓口	概要
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	- 一括して既存債務の元金返済要請 - 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 - 資金繰りの継続サポート

▶②小・中規模企業向け(①以外)

要件	支援の内容	相談窓口	融資額
売上高 20%以上 減少	実質無利子 ※当初3年間	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	中小事業最大3億円 国民生活事業最大6,000万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大3億円(別枠)
売上高 15%以上 減少	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	中小事業最大3億円 国民生活事業最大6,000万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大3億円(別枠)
売上高5%以上減少	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	(伴走)最大4,000万円 (経サポ)最大2億8000万円
売上高の減少 関係なし	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	中小事業最大7.2億円 国民生活事業最大4,800万円
前向きな設備投資	貸付	日本政策金融公庫 (設備資金貸付利率特例制度)	中小事業最大7.2億円 国民生活事業最大7,200万円
スタートアップ 再生支援等	資本性劣後 ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	中小事業最大7.2億円(別枠) 国民生活事業最大7,200万円(別枠)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	最大7.2億円(別枠)
要件	支援の内容	申請・相談窓口	概要
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	- 一括して既存債務の元金返済要請 - 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 - 資金繰りの継続サポート